

第三国定住

～各国再定住政策の比較検討～



www.ngo-hrn.org

Human Rights Now

ヒューマンライツ・ナウ

info@ngo-hrn.org

はじめに

難民条約を実施するために難民認定手続が新設されてから 2008 年 12 月末までの 27 年間に、日本で難民としての保護を申請した者は 7297 人おり、このうち、508 人が難民と認定され、その他に 882 人が人道配慮による在留を認められました。

7300 弱という申請数あるいは 500 強という認定数について抱かれる印象は様々でしょうが、これらの数字は、他の先進工業国はいうまでもなく、寛大な難民受け入れを行っている多くの発展途上国の実績に比べるのならなおのこと、圧倒的に僅少といわざるをえず、世界有数の経済大国の振る舞いとして、とうてい誇るべきものとはいえないでしょう。

ただそうではあっても、問題の位相を精査してみると、日本における難民の保護・処遇については、近年いくつかの注目すべき変化を感じできることもまた確かです。一つは、難民申請者の「急増」であり、現に、12 年間にわたって 3 ケタで推移していたその数は 2008 年についに 4 ケタに達しました。2009 年も同様の傾向に拍車がかかっています。こうした「難民圧力」は、小規模な申請数を前提としてきた認定手続の有効性に大きな疑問符を投げかけるものとなっています。

もう一つは、第三国定住プログラムの導入です。第三国定住とは、出身国以外の地に避難している難民を第三国が自発的に受け入れることを意味します。その「第三国」として日本が新たに名乗り出ことになったわけです。日本はインドシナ難民について第三国定住を実施してきた実績がありますが、その受入れが終息したことに伴い、新しく、パイロット・プロジェクトとしてですがビルマ（ミャンマー）難民を 2010 年から 3 年間、毎年 30 人づつ受け入れていくことになりました。

難民に対してけっして寛大な政策をとってきたとはいえぬ日本が難民の再定住に自発的に乗り出すことは大いに歓迎すべきことに相違ありませんが、こうした機会をさらなる「前進」へのステップとするため、ヒューマンライツ・ナウは、パイロット・プロジェクトについての閣議了解を受けて見解を発表し、幅広い難民受け入れの推進や条約難民の処遇改善など 6 項目の提言を行いました。

その際、ヒューマンライツ・ナウは、各国が先行的に実施している第三国定住の実態を精査する作業も執り行いました。本書は、その成果の一端を公にするものです。「パイロット」として開始されるプログラムを本格的に定着させ、いずれは世界に冠たるものに育んでいくためにも、各国の取り組みから学ぶことは少なくありません。本書がその一助になれば幸いです。

ヒューマンライツ・ナウ
理事長 阿部浩己

第1部

第三国定住難民の受け入れ基準

1 各国の概況

2004年、UNHCRは、難民条約の条件に合致しない可能性のある避難民に対する第三国定住に対する選択基準を発展させるよう指摘し、第三国定住を実施する国に対し、OAU条約とカルタヘナ宣言（注でOAU条約とカルタヘ宣言の難民の定義を説明する）を推奨した。難民条約の「難民」の定義に合致する個人に対して実施される第三国定住プログラムに加え、同条約の定義に合わない可能性のある国内避難民、或いは内戦や武力紛争の犠牲者を含む危機的な状況にある個人や集団を再定住させる特別プログラムをもうけている国がある。

オーストラリアでは、条約難民の受け入れに加えて、人道プログラムに基づく受け入れを行っている。オーストラリアでは、「難民」カテゴリーは、「母国の外部に居住し、母国で迫害にさらされており、他国での定住の必要性がUNHCRにより認められたもの」とされている。「特別人道」カテゴリーは、母国外に住み、母国における人権侵害による相当な差別にさらされているものを対象としている。2002年までは、上記に加え、特定の民族集団の保護を対象とした「特別支援」カテゴリー——スチダンの少数派や旧ユーゴスラビアで追放された人たちなどの多くの国内難民が対象一があった。

カナダにおいては、条約難民に加えて、二種類の「国外で人道上保護された人たち」を受け入れている。庇護国クラス（Country of Asylum Class）では、内戦、武力紛争或いは重大な人権侵害の被害者で、国籍国または常居所を有していた國の外にいる人々を対象としている。庇護国クラスに該当するためには、以下の4つの基準に合致しなければならない：①カナダおよび国籍國の外にいる、そして ②民間の援助（private sponsorship）を受けているか本人及び扶養家族の生活を支えるのに十分な財政的手段を有している ③戦争、武力紛争または重大な人権侵害の深刻で個人的な影響を受けており、またそれが継続している。④適当な期間内に、持続的な解決の妥当な見込みがない。出身国クラス（Source Country Class）は、条約難民の定義に該当す

るもの、まだ国籍国または常居所を有している国の中にいる人々を対象としている。出身国クラスに該当するためには、①コロンビア、コンゴ民主共和国、エル・サルバドル、グアテマラ、シェラレオネ、あるいはスーダンが母国であること、②保護を申請したときにその国に住んでいること、そして申請が許可されるときにその国が支援国であるとカナダにみなされていること、③内戦や軍事紛争により深刻で個人的な影響を受けていること、④現在もこれまでも a) その国で拘留または投獄されている、あるいは b) カナダで合法的と考えられる思想・表現の自由、結社の自由労働組合活動に関連した市民権の行使などの行為の直接的な結果として繰り返し処罰されている：5) 自国外にいるという以外の難民条約の「難民」の定義に合致すること、④適当な期間内に、持続的な解決の妥当な見込みがないこと。カナダにおいては、健康診断、安全、犯罪歴に関するスクリーニングに合格しなければならない。

アメリカ合衆国は、UNHCR、アメリカ合衆国大使館、指定された NGO からの照会があった個人を受け入れており、難民定義に合わない個人に対しは国土安全保障省による Significant Public Benefit Parole Program と呼ばれるプログラムが実施されている。移民および国籍法 101 (a)(42)(B)は、アメリカ合衆国にとって人道上の特別な懸念のある者が、国籍国内にいる者、または無国籍者が常居所のある国内にいる場合にも受け入れると規定している。このプログラムは、アメリカ合衆国大使により再定住が依頼された人に対しての個人的保護や、キューバ・ベトナム・旧ソ連の特定集団、UNHCR によって紹介された無国籍者を通常対象にする。

スウェーデンは、条約難民に加え、事実上の難民の受け入れ、国際的に保護を必要とするもの（死刑・拷問等の非人道的な処罰の対象者、内戦、環境災害から逃れた者、ジェンダーや性的嗜好に基づく迫害を受けている人々）、人道的理由に基づく受け入れを行っている。スウェーデンは、出身国に戻った場合、迫害、体罰、拷問、非人道的または品位を落とすような取り扱いや処罰を受ける危険のある人たちをも受け入れている。

デンマークは、条約難民に加え、UNHCR の第三国定住プログラムに基づく受け入れを行い、条約難民、死刑・拷問などの非人道的処罰により国際的保護を必要とする者、デンマークの国内に家族が居住する、強制送還不可等人道的理由に基づく者に

加えて第三国定住においては、病気等身体に差し迫った理由のある人たちを受け入れている。

2 第三国定住に関する難民認定調査

(1) 国家の目標ないし定数

国としての目標やその数値の潜在的な正当性や受入国の難民配分を分析して、異なる2つの考え方が出ている：(1) 受入国のGDP・人口・国の広さなどを指標にした“司法を基本に”した制度；(2) 難民再定住の影響をもとにした“結果を基本に”した制度、例えば難民が受ける保護や支援基準あるいは民族間関係の再定住への影響など。ある研究者達は、社会的文化や政治的安定度と同様に一人当たり国民所得および人口や人口密度を要素として取り上げ、難民の公正な国際配分を決める基準を出すことを試みている（参照 Schuck 1997; Czaika; Thielmann 2006）。

各国が第三国定住を行う動機としては、①自発的な国際制度の参加を通じ、大量流入に対する防御、②国際法を支持し、また国際協定や人権規範を強化するため、③高まった予想可能性を用いた保護の達成の効率性（Thielmann 2006）

伝統的に数多くの移民を受け入れてきた国々では、移民の年間国家目標を設定し、人道的難民を移民全体数の一定の割合にすることを定めている。オーストラリア・ニュージーランド・カナダでは、およそこののようなアプローチで、難民・亡命希望者・その他の人道的移民に対し、一般的に移民の年間全体数の10%から15%を割り当てている。

スウェーデン・デンマーク・ノルウェー・フィンランドなどの国では、毎年一定数の難民及び国際的保護を必要とする人々の枠を決定している。スウェーデンでは一般的に1000乃至1800名、ノルウェーは1200名、フィンランドは750名、デンマークは500名の難民というように、割当数は比較的安定している。フィンランドではUNHCRが緊急にまた切迫した再定住の必要性を認めた人々に対しては、年間難民割り当ての10分の一を用意している。

(2) 難民申請

第三国定住を行っている多くの国においては、第三国定住を関する難民申請者を、

UNHCR または難民推薦団体から照会される制度を採用している。、もっとも、第三国定住によって多くの難民を受け入れているオーストラリア・カナダ・フィンランド・アメリカ合衆国では、個人が直接大使館か査証審査官に再定住の申請をする制度もうけている。

第三国定住難民の多くは UNHCR により照会されるが、フィンランドは個人による申請を受け付けている。ノルウェーは、UNHCR だけでなくノルウェーヘルシンキ委員会とノルウェー国際ペンクラブによる照会のケースを受け付けている。英国では、UNHCR からの照会がない、難民として入国許可を得ようとする海外にいる個人に対し、現在は移民法には条項がない。それにもかかわらず、臨時に国務大臣の裁量により法律外で難民を許可するケースがあるかどうか調べるために、マンデート難民の例外的な個人申請を難民手続きの部署が審査している。

カナダでは、ほとんど全ての難民は UNHCR か諮問機関、民間の支援団体により照会されなければならない。しかし、支援国クラス(Source Country Class) の対象となる個人は、例外的に照会なしで申請できる場合がある。資格のある個人はカナダ市民権および移民局により難民の支援国クラスとされている国に居住しなければならない、また (1) UNHCR 難民定義に合致し (2) 反対意見あるいは労働組合活動ゆえに拘束や投獄されており (3) 個人的に内戦や武力紛争で影響を受けていることなどで、上述の申請者に必要とされる資格に適応しなければならない。

オーストラリアも申請者からの申請を直接受け付けている。オーストラリア難民委員会によると、UNHCR による照会のない個人の場合は、人道プログラムを与える為の被害や危険の基準が低い傾向にある。特別人道カテゴリーの申請の場合では、申請者のオーストラリアへ入国の申請は、申請者の支援者となることを希望している個人あるいは団体により提出されなければならない。海外からの再定住申請を却下する決定の再審理に対する条項はないが、却下された申請者はいつでも再申請が出来る。

これらの UNHCR の照会による難民に加えて、アメリカ合衆国でも国務省により毎年指定される特定の国の出身者で、また “Priority Two” 難民の条件に合う個人からの申請を受け付けている。

(3) 認定基準

難民申請者との面談をもとに、UNHCR は誰が難民条約上の難民に合致する者であるのか、または（条約難民には該当しないものの）UNHCR が関心を有する者としての資格をもつのかを決定する。UNHCR の職員は、申請に対して優先順位を付ける。一刻を争うような安全上または健康上の理由を有している難民や、その他の危険要因に基づいて速やかな手続きが要求されるとみなされる者を優先し、その他の者は通常の手続きに付される。

第三国定住を実施している国々の中には、生命、身体、自由に対する差し迫った脅威に直面している者たちのために特別な緊急のプログラムをもうけている国が存在する。このプログラムに該当する典型的な脅威の例としては、本国送還や国外追放、または現地での安全に対する脅威（恣意的な拘束や監禁、投獄など）がある。このような場合には、依頼に対して 24 時間以内に回答し、3 日から 5 日以内に第三国定住国に向けて送還することが出来る国も存在する。

難民認定基準と、面談での質問を最も詳細に述べたものは「UNHCR 高危険度定義ツール（UNHCR Heightened Risk Identification Tool, HRIT）」である。重大な危険下にあり緊急介入を必要としている個人の特定のため評価方法論とともに、地域ベース/参加式評価方法論に関連して作成されている。6つの分類に分けられている：1) 危険下にある女性や少女、2) 危険下にある子供、3) 危険化にある年配者、4) 暴力や拷問からの生還者、5) 健康でなく障害がある、6) 法的あるいは肉体的に保護が必要。これらの分類での質問をもとにして、およそその危険度を測る雛形が含まれている。個人や家族が現在生活している状況、また彼らの一般的な懸念及び彼らが直面している安全・健康面での危険について、一般的な質問の面談から始められる。その後、難民が家を離れた理由や現在いる場所までの道のりに関する多くの質問が続く。

それぞれの危険度分類での質問は、個々や家族の過去と現在の危険について行われ、すべての分類では精神的疾患・拘留・行動の自由や、食料・水・避難所が十分に与えられているか等の質問がある。危険下にある女性・少女に関する部門では、社会規範やその他の要素に違反して国家的または家庭の内外での性的・ジェンダー的暴力についての 24 の質問が行われる。同伴者のいない及び離散した子供たちの部門では、脅し

・暴力・強制労働・ジェンダー的暴力・人身売買・その他特に子供に関係した問題について質問が行われる。年配者は自立及び扶養家族を養う能力や肉体及び精神的な健康に関する懸念、その他の問題について問われる。暴力や拷問からの生還者は、暴力、社会からの拒絶、性的暴行、強制労働、継続する脅し、その他の要素などの結果により精神面あるいは生活面での損傷について問われる。健康上必要なものや障害に関する質問では、肉体的・精神的障害、申請者が直面している機能障害や差別の度合い、医療へのアクセス及び実質的な虐待の問題について問われる。法的ないし身体の保護の必要性については、小数民族としての地位、同性関係、拘留、脅迫、暴力、その他の件が問われる。これら全ての質問を検討後、ツールにより面談者が“危険関連順位”をつけ、難民は必要なケアを受けるための適切な照会の種類を提案する。

一般的認定基準に加え、UNHCR は家族の統合を考慮・維持するために 2004 年再定住の理解に関する多国間体制のセクション D を国々に呼びかけ、第三国再定住は家族単位を最優先と位置づけている。ノルウェーでは子供の有無あるいは妊娠している難民、母国に親戚がない 60 歳を越えている両親、母国に近い家族がいなくて特別のケアが必要な 18 歳以上の未婚の子供、あるいは人道上の懸念があるその他の家族を含めて、配偶者や 18 歳以下の未婚の子供に加え、更に遠縁の家族も難民ないし家族の再統合ビザを取得できるとされている。

いくつかの国（カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・ノルウェー・デンマーク）では、再定住するための移民の能力をも評価している。例えばカナダでは、申請者やその家族に次のことを質問している①カナダ国内で滞在を予定している地域において親戚や保証人の有無、②英語やフランス語の会話力あるいは学習能力、③学習能力や職業経験を基にした就職の可能性、④カナダで生活をする上で助けとなる知恵や特性。デンマークやノルウェーでは、申請者が居住許可から得る利点の範囲を評価した上で、申請者の語学力、学歴、職業経験、家族状況、年齢、意欲を考慮する。

（4）除外基準

1) 難民条約の除外基準

難民条約は第 1 条 F 項において「この条約は、次のいずれかに該当すると考えられる相当な理由がある者については、適用しない。」と規定し、以下の 3 つを掲げてい

る。

- (a) 平和に対する罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定める犯罪を行ったこと
- (b) 難民として避難国に入国することが許可される前に避難国外で重大な犯罪（政治犯罪を除く）を行ったこと。
- (c) 国際連合の目的及び原則に反する行為を行った者。

UN ハンドブックの付録 V では、平和に対する罪には、侵略戦争の計画、準備、着手、開始あるいは戦争において国際条約、協定、保障の侵害を含めると明記している。戦争犯罪は、民間人及び戦争捕虜に対する殺害や虐待、人質殺害、都市、町あるいは村の残酷な破壊・軍の必然性として正当化されない破壊を含めて、国際人道法や武力紛争法の違反を含む。人道に対する犯罪は大量虐殺、殺人、強姦、拷問、奴隸化、強制失踪、民間人に対する広範囲にわたり組織的な攻撃の一部として行われた強制移動を含む。

2004 年再定住の理解に関する多国間体制セクション C(20) では、“難民は単に身体的および精神的状態、ジェンダー、民族、人種、宗教、年齢、政治的意見、国籍、出身国のような特性を理由に、多国間再定住活動から除外されることはない”と明らかにしている。第三国定住実施国は、しばしば健康面や公益（安全保障と犯罪歴）に沿って難民認定において除外基準を追加している。

2) 治安と犯罪基準

フィンランド・英国は、治安・犯罪歴を理由として不適格とする申請者を除外する際に、難民条約第 1 条(F)のみに依拠している。オーストラリア・カナダ・デンマーク・ニュージーランド・ノルウェー・スウェーデン・アメリカでは、人権侵害を行った者やスパイ行為・破壊工作・テロ行為を行うつもりの者を含め、国家の社会秩序や安全保障への脅威となる申請者を排除するための広範囲の条件を設定している。オーストラリア・カナダ・ニュージーランド・アメリカでは、特定の犯罪背景を有していたり、再定住後に犯罪を犯す意図の有無を評価した上で、申請者を除外する条件を設けている。

難民条約第1条(F)項および33条(2)項における英国の方針指標は、国連条約の文脈内に添って、英國への難民申請者の除外に関するガイドラインを設定している。英國は条約1条F項(b)の「重大な犯罪」の解釈は、2002年の英國の国籍、移民及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act)に依拠しており、同法は“重大な犯罪”を、2年を越える懲役刑の犯罪として定義している。政治犯罪は、難民条約では除外の理由にはなっていない。1996年の判決である *House of Lords in T v. Secretary of State for the Home Department* では、「国家政府の転覆、破壊、変化を目的としてあるいはその政策を変えることを誘発する意図」のある政治的な目的をもって行われた場合、英國への入国目的とした犯罪は政治犯罪であり、その犯罪と政治目的の間に直接的な関連があり、一方では犯罪が軍あるいは政府を目標としたものだったのか、他方では民間人に対する反差別殺人や傷害を含んでいたのか、といった政治的目的を達成する手段に注意を払わなければないとしている。

テロの行為、手段及び実践は国連安保理決議1373・1377で国連の目的及び原則に反するものとされるので、テロ行為は第1条項F(c)に含められている。第1条F項の証明責任は、同条項が適用されないとする申請者ではなく、適用されるとする英國内務大臣にある。第1条F項の違反に対する有効な抗弁となりえるものは、強制、脅迫、自衛のみである。

オーストラリアの移民規制法は、オーストラリアの安全保障に対して直接的または間接的に危険となる者のオーストラリアへの入国を拒否できるとされている。“安全保障”には、スパイ行為や破壊行為、政治的動機に基づく暴力、共同体間の暴力の助長、オーストラリアの防衛制度への攻撃、外国の干渉活動からの防衛を含む。これはオーストラリア保安情報機構によって決定される。一般的に、過激な政治あるいは宗教思想、暴力の経験、組織犯罪またはオーストラリア国内や外交関係に混乱を起こす可能性のある申請者は、自動的に基準に合致しないものとされ、移民及び市民権省あるいは外務省は厳密な審査を行う。

主となる審査基準は、過去の犯罪記録や、犯罪容疑者また組織とのつながり、オーストラリアで将来に犯罪行為に関わるあるいは混乱を引き起こす高い可能性などの申請者の素性を評価する人物検査である。上記の「犯罪記録」とは、1年ないしそれ以

上の懲役期間、あるいは、懲役が複数回にわたる場合でその期間の合計が 2 年以上であることと定義されている。この犯罪歴の基準では、心神喪失を理由に有罪とされ、施設収容を命じられた者も除外されることとなっている。しかしながら、犯罪経歴や犯罪とのつながりによって、申請が自動的に却下されるわけではない。受理の有無は、決定者の裁量に任せられている。裁量の行使に当たっては、申請者に対する受入地域の期待や、申請者のオーストラリアへのつながりなど、様々な関係のある要素が考慮される。

2001 年以降、全てのカナダへの難民申請者はカナダ安全情報局と カナダ連邦警察による “難民資格審査” (Refugee Claimant Screening) の対象となっている。カナダにおける認可基準は、2001 年出入国管理・難民保護法に規定されている。同法には 1) 自分達がカナダにいると理解している上で、民主的政府や施設ないし手続きに反スパイ行為や国家転覆行為に関わっている；2) 他の政府勢力による政府転覆に関わっている、または扇動をしている；3) テロ行為に関わっている；4) カナダの安全保障上の脅威となっている；5) カナダの住民の生命や安全を脅かすかもしれない暴力行為にかかる；6) 上記 1) 、2) 、3) に述べた活動に現在関わっている、過去に関わっていた、これから関わるであろうと思われるに妥当な根拠がある組織の一員である、という安全保障基準があり、市民権・移民担当大臣によりカナダにおける彼らの存在が国家利益を損なわないということを確信されない限り、個人は上記の安全保障上の理由で難民として許容されない。

刑事上の理由を基にして、大臣の意見によりその人物がカナダの市民にとって危険であり、仮にカナダで犯せば、カナダの国会法で最低でも 10 年の最長期間で罰せられるような犯罪で有罪判決がでている場合、その難民申請者は出入国管理・難民法(外国籍) により却下される (IRPA (2)(101)(2)(b)) 。

アメリカ合衆国においては、治安上の理由で、司法長官がスパイ活動・破壊行為・その他の違法行為に関わった、またはそれを信ずるにたる妥当な理由がある人物は除外される。申請者が、生活必需品を手に入れるために選択の余地がなくまたは、強制的に現在ないし過去に構成員や関係者であった、あるいはその構成員は申請の 2 年前に辞めており、アメリカ合衆国にとって治安上の脅威がないこと大使館上級職員や司

法長官を説得することが出来ない限り、「現在またはこれまで共産主義や全体主義（末端ないし関係者）の構成員である全ての難民」は許容されない。アメリカ合衆国は、拷問および超法規的殺人行為に関与、命令、扇動、支援、あるいは加わった外国人も除外する。また、テロ行為を是認や支持するテロ組織や集団の構成員または代表者同様、テロ活動を扇動したあるいはかかわった、あるいはかかわりそうな人物も除外する。

2001年米国愛国者法の条項は、テロ行為の定義やテロリスト組織の分類を大幅に拡大した。INA212 (a)(3)(B)(iv)において、テロ行為への関与は、テロ行為の計画をしている人物やテロ組織に対して、テロ行為活動に対するあらゆる種類の“物質的支援”の供与を含むと定義している。

物質的支援とは、18U.S.C. 2339A(b)(1)により“薬や宗教関係を除く、貨幣・貨幣代替物・金融証券、金融業務、滞在場所、訓練、専門家による助言・支援、隠れ家、偽書類及び偽身分証明、通信機器、施設、武器、致死的物質、爆発物、人(本人を含む一人あるいは一人以上)、移動手段を含む、あらゆる有形、無形の資産および業務、”として定義されている。

国土安全保障省はテロリストに対して“物質的支援”をした理由に関して、極限の強要下で、武装集団への付隨した支援を行った難民を — ビルマ軍事政権に反対して武装した少数民族や宗教組織に対するビルマ難民のように、テロの被害者はそれゆえテロリスト支援者とされている — 除外している。アメリカ合衆国は、次のような“不道徳な行為”にかかわる犯罪を犯した人物も除外する；(犯行当時18歳以下である、あるいは最高1年以下の懲役でない限り)規制薬物に関連した法を犯した者；(純粋な政治的犯罪を除き) 2件以上の刑事犯罪で合計5年以上の懲役判決がだされている者；過去10年間に売春行為にかかわった、売春で利益を得た、売春目的で人身売買を企てた者；深刻な犯罪を犯したが、刑事免責を与えられている者；宗教の自由の重大な侵害を犯した政府高官；“重大な人身売買業者”；マネーロンダリングにかかわったとされる者。これらの分類に含まれる者の多くは、難民としての権利放棄が可能だが、難民はその権利放棄を申請しなければならない。

安全保障を根拠にして、デンマークは国家の安全保障上の危険または社会秩序、安

全保障、健康への深刻な脅威とみなされる外国人は除外している。刑事犯罪を根拠にして、一件の刑事犯罪で4年以上の有罪判決または、二件以上の刑事犯罪で2年以上の有罪判決をだされている全ての申請者を除外している。ノルウェーは、ノルウェーで懲役10年以上の刑で処罰可能な犯罪で有罪判決を受けている者、過去5年内にノルウェーで3ヶ月以上の懲役刑で賞罰可能な犯罪で受けて有罪判決を受けた者あるいは、ノルウェー社会に対する脅威になりえる特定の深刻な犯罪で有罪となった人物は除外している。

3) 健康基準

カナダ・フィンランド・ノルウェー・スウェーデンでは、健康上の理由で申請者を除外していない。フィンランドは全く健康診断を要求しない。オーストラリア・デンマーク・ニュージーランド・英国は、公衆衛生に対する深刻な脅威になりうる、あるいは国の国民医療制度に重大な負担をかけるような健康状態の人物を除くため的一般的な基準がある。

カナダにおける健康上の理由による入国拒否基準は、難民の地位や被保護者として申請した者には適用されない IRPA(4)(38)(c)。

英国での再定住には、健康診断が必要とされ、申請者及びその扶養家族が、公衆衛生にとって危険である、または政府にとって過度の費用負担となる HIV/AIDS 感染者、多剤耐性結核菌感染者、腎不全患者、 その他の健康状態であり、総務大臣の同意がない場合は不許可となる。同様に、オーストラリアの移民規制法によると、許可される得るためには、国内の公衆衛生に大きな脅威となり、オーストラリアの医療制度や社会奉仕活動にとって重荷になるような健康状態に申請者はないことが必要である。また、オーストラリア人の医療制度や社会奉仕活動へのアクセスに損害をあたえる可能性のある健康状態の申請者も健康基準を満たせない。検査は連邦の医務官により行われる。

第三国定住を実施している国においては、出発前の健康診断（PDMS）が行われている。オーストラリアの移民・市民権局によると、PDMS は人道ビザ所持者に対して彼らが“飛行機に乗れる状態”かどうか調べるために出発直前に行う任意の健康診断である。PDMS は結核の病歴のある者のための結核検査、マラリアと寄生虫検査と治

療、9ヶ月から30歳の者に対するはしか、おたふく風邪、風疹（MMR）の3種混合予防接種、おたふく風邪・サナダムシ・風疹（MMR）を含めた健康診断を含む。移民・市民権局によると、ビザ所持者がオーストラリアまで“飛行機に乗れる状態”でないと判断されると、オーストラリア政府はその人物が飛べるようになるまで、迅速な治療を施し、必要な場合は、オーストラリアに到着後も医療支援を継続する。

アメリカ合衆国は結核・HIV・梅毒・軟性下疳・淋病・鼠径部肉芽腫・鼠蹊リンパ肉芽腫・ハンセン病を含む、公共衛生に対する重要性のある伝染性の病気にかかっている者を除外している。外国人やその他人たちの安全・福祉・財産に対する脅威となる特定の身体的・精神的疾患のある者、常用的な薬物乱用者は除外分類に追加されている。疾病対策センターが患者のアメリカ合衆国に到着の際、検査・治療に同意する医療施設をいったん特定すれば、USCISを通じての権利放棄の可能性はありえる。

デンマークへの申請者は、健康診断を受けなければならず、“特定の伝染病”ないし精神病にかかっていると診断された者は一般的に第三国定住による定住者として受け付けられない。障害や慢性疾患のある者は、デンマークで適切な治療が可能かどうか、またその人物の状態が改善するかどうか、特別の検査を受けることになる。

4) その他の基準

英国は公益に貢献しないとされる者を除外する権利を保留している。特に、英国は特定の信念を助長するという点で、テロの助長・正当化・美化する思想を表明する者、他の人物にテロ行為を促す者、他の人物の深刻な犯罪行為を助長する者、深刻な犯罪行為の煽動をする者、英国内で地域間の暴力を引き起こしうる憎しみを助長する者を除外しようと努めている。

人道上有るいは公益上の理由、また将来の家族統合のために、アメリカ合衆国移民帰化法の212(a)には、アメリカ合衆国に入国しようとしている全ての非アメリカ市民に適用する不許可の理由の一覧が掲載されている。アメリカ合衆国の除外基準には、税金目的で市民権を放棄した元アメリカ国民、一夫多妻行為を図った者、国際的子供誘拐にかかわった者、アメリカ合衆国への入国許可が外国政策に不利な結果を及ぼす可能性がある者を含まれる。

第2部 各国の第三国定住難民の受け入れ体制 (事前準備(選定後)から定住まで)

以下においては、便宜上、第三国定住制度の対象者を「難民」と呼ぶが、これは難民条約上の難民のみを意味するものではなく、また、原文の表現とも異なる場合があることに留意する必要がある。

<カナダ>

1 概要及び主な関連機関

カナダに受入れられる難民には、政府が支援する難民と民間が支援する難民の2種類がある。カナダは、1948年以来約80万人の難民を受け入れてきたが、その約60万人は政府支援によるものであり、約20万人は民間支援によるものである。現在、政府援助の難民の受入れ数は年間7300から7500人であり、民間支援の難民の受入れ数は年間3300から4500人である。民間支援の定住プログラムは、民間団体がカナダ市民権・移民省と契約を締結することにより行われている。

カナダの定住プログラムは、カナダ市民権・移民省によって運営管理されている。同プログラムは、移民及び難民がカナダ市民としてカナダ社会に参加し貢献すること、及びカナダ市民による移民・難民の受入れを促進するものである。

カナダの移民・難民定住(統合)戦略で重要なことは、移民向けプログラムと難民向けプログラムの2つの異なるプログラムがあることである。両プログラムの目的は同じく移民・難民の定住・永住を成功させることであるが、難民には特別のニーズがあることが認識されており、そのニーズを満たすよう努力がなされている。カナダは、世界各国から難民を受入れてきた長年の経験があるので、移民・難民の様々なニーズに対応する定住サービスを提供している。

カナダでは、定住サービスは連邦政府から直接提供されるのではない。必要なサービスを提供する個人、NGO、各機関、地域グループ、企業、地方政府及び教育機関(サービス提供機関 SPOs)に対して、カナダ市民権・移民

省が資金提供することによって定住サービスは提供されている。多くのS P O sは、難民と母国を同じくし同じ言語を話し共通の文化を有するスタッフを有している。

民間支援の定住プログラムにおいては、サービスは民間団体から提供される。

2 渡航前オリエンテーション

I O M (International Organization for Migration ; 国際移住機関) は、渡航前にカナダや難民に関する情報提供のためのオリエンテーションを行う。

3 渡航及び到着後のステータス

カナダまでの渡航は、I O Mがカナダ査証部と協力して手配する。難民は、渡航費を賄うため特別のローンを利用できる。特別のニーズがあると認められる例外的な場合は、難民は、渡航費用を負担しなくてよい。

一時滞在許可を与えられた場合を除き、すべての難民にはカナダに到着時から永住資格が与えられる。一時滞在許可を与えられた者は、5年の滞在期間経過後に健康及び経歴に問題ないと判断された場合は、永住許可を申請できる。永住許可を与えられた者は、到着後すぐに就職活動をすることができ、また、3年間継続してカナダに滞在した場合、カナダの市民権取得の申請をすることができる。

カナダでの滞在期間が2年未満で本国への帰還を希望する難民は、市民権・移民省に対して、帰還のための援助申請をすることができる。しかし、カナダ政府が難民の本国帰還について経済的支援をすることはまれであり、また、カナダに2年以上滞在し公共の援助を受けている難民は、本国帰還を希望する場合、U N H C Rに申請しなければならない。

4 到着後の定住先・プログラム・サービスなど

(1) 定住支援プログラム (R A P)

カナダ政府による定住支援プログラム (R A P) は、政府支援の難民にのみ

提供される支援であり、同プログラムでは、空港での出迎え、一時的宿泊施設の提供、永住住居確保の支援、生活必需品の提供（1年間）、カナダでの生活一般に関するオリエンテーションが行われ、また、1年間又は難民が自活できるまでの収入支援もなされる。

なお、民間支援の難民に関しては、これらの支援は民間団体によって行われる。

（2）各種サービスの紹介等

難民は、健康保険、社会保険、家族手当の申請などに関する支援を受けることができる。

また、難民は、日常生活に必要な交通機関、銀行、デイケア・ベビーシッター、学校への登録、ショッピング、家計、栄養・食事、安全、家主への対応などについて、様々な支援機関を紹介してもらうことができる。

（3）通訳・翻訳サービス

難民は、英語又はフランス語が上達するまで、日々の生活において必要な通訳を利用ることができ、また、就職、医療、教育又は法律問題に関する文書作成に関して翻訳サービスを利用することができる。

（4）カウンセリング

カナダでの生活に馴染むのが難しい難民は、カウンセリングサービスを利用することができる。

（5）就職関連サービス

就職に関するサービスとしては、就職に必要な教育終了証書の取得に関する支援、就職サポート教室での履歴書の書き方・面接スキル・電話対応などに関する授業などがある。

（6）HOSTプログラム

HOSTプログラムは、カナダ人ボランティアが難民と一緒にになって行うもので、慣れない国へ移住してきた難民のストレス克服の手助けを目的する。カナダ人ボランティアは、難民の利用可能なサービスとその利用方法の習得、就労可能な職業へのアクセス及び地域社会への参加の手助けをする。

(7) 医療

難民は、定住予定地に到着後 90 日以内に健康保険を取得することができる。

(8) 語学訓練

成人の難民には、地方自治体による英語・フランス語の授業を受けることができる。子供の難民は、通常、学校に通うことで語学力につけるが、要望があれば補習も行われる。

(9) 教育

子供の難民は、初等・中等の公共教育を無料で受けることができる。

中等教育以上の教育は無料ではないが、富裕層でなくても受けることができる。

専門学校・大学への入学の可否は、高校の成績又はそれに類する業績やボランティアの経験など個人の能力により決まる。

(10) 就職及び職業訓練

難民は、国営就職サービスを利用でき、これは雇用状況に関する情報や人材登録などのサービスを提供するものである。

カナダ人材センターは、地方自治体、連邦政府の機関、その他のパートナーと協力して、難民への就職支援サービスの向上を図っている。

<オーストラリア>

1 概要及び主な関連機関

オーストラリア移民・市民権省は、連邦政府の機関として、難民の定住サービスについて責任を負っている。

連邦・州政府機関、非政府機関及び地域のグループは、すべて定住サービスの提供に関与している。

オーストラリア移民・市民権省は、人道支援プログラムを運営・管理しており、

総合人道定住戦略（IHSS）は、同省と契約したサービス提供者によって実施されている。

ボランティアグループもサービス提供者と共に難民が地域社会に定住することをサポートしている。

2 渡航前オリエンテーション

渡航前にオーストラリア文化オリエンテーション（AUSCO）が行われる。AUSCOは、オーストラリアの政府・地理・気候の概要、オーストラリアまでの渡航、定住、医療、教育、就職、住宅、交通、法律及び金銭管理に関するトピックスを含んでいる。AUSCOは、オーストラリアでの新生活に対する難民の過大な期待を補正し、定住に必要な知識と技術の習得を目的としている。

IOMは、移民・市民権省に代わって AUSCO を実施する。

3 渡航及び到着後のステータス

- (1) オーストラリア政府は、難民ビザ保有者のために渡航手配をし、その費用を負担する。特別人道プログラムにより保護される者は渡航費用を負担する。オーストラリア政府は、特別人道プログラムにより保護される者の渡航費用負担が軽減するよう IOM の無金利ローンスキームに出資している。
- (2) オーストラリアに受け入れられる難民には数種類あるが、難民ビザ保有者と特別人道支援プログラムのビザ保有者には、到着後に永住許可が与えられる。

4 到着後の定住先・プログラム・サービスなど

(1) 定住先

新たに来た難民のほとんどは、独自に定住先を選択する。一般に、特殊な技能を持った難民は、就職に有利な地に定住し、オーストラリアにいる家族を頼ってきた難民は、その家族の近くに定住する。

定住地の選択の際には様々な要素が顧慮されるが、とりわけ「リンク」と呼ばれる既にオーストラリアに定住している難民の家族や友人がいるか否かが

考慮される。特別人道支援プログラムによる入国者の場合は、定住に関する支援を得るために、通常彼らに同プログラムを提案したプロポーザーの近くに定住する。

多くの難民は「リンク」を有するので、オーストラリア移民・市民権省は、難民が出発する前に彼らの「リンク」の場所を確認しておき、彼らがスムーズに「リンク」の近くに定住できるようにしている。

年間約4000人の「リンク」のない難民が来るが、オーストラリア移民・市民権省は、彼らの定住先を決めるにあたって、彼らの健康問題など特別のニーズ、そのニーズに定住先が対応できるか、受入れ地方自治体が歓迎・支援環境を整えられるか、など様々な要素を考慮する。

(2) 成人移住者向け英語プログラム (AMEP)

AMEPプログラムのもと、難民と人道的理由による入国者のうち25歳以下で学校教育レベルが低い者は910時間の英語教育を受講でき、25歳以上の者は610時間、その他移民は510時間の英語教育を受講することができる。

オーストラリア政府は、教育科学省や州政府を通じて他の英語教育プログラムも提供している。教育科学省は、成人向けの職業に関連した英語教育プログラムを提供しており、また、新たにオーストラリアにきた難民の学生向けのESLプログラムを提供している。

(3) 総合人道定住戦略 (IHSS) のもとでの支援

IHSSは、新たにやって来た難民に対して、初期における定住のための集中的支援を提供している。この支援は通常約6か月間であるが、状況によっては延長されることもある。

この支援の目的は、ニーズに合わせた必要な支援を提供することで難民ができるだけ早く自活できるようにすることである。個別対応により難民のニーズが把握されそれに基づいた個別の支援プランが作成される。

IHSSは、難民が主要なサービスにアクセスできるようにすることに重点を置いている。

難民は、IHSSのもと、次のサービスにアクセスできる。

① 個別プランの作成、サービス提供者情報及び紹介

このサービスは、個別の調査により判明したニーズに基づいて支援プランを作成すること、サービス提供者・主要サービス機関に関する情報の提供及び紹介を含み、特別人道支援プログラムによる入国者のプロポーザーがその役割を果たすのを補助することを含む。

② 到着時の受入れ・支援

このサービスは、到着した難民を迎える、宿泊施設に案内し、初期オリエンテーションを行い、また、医療介護や衣服などに関する緊急の必要性に基づく支援を行う。

③ 住居

このサービスは、難民が長期使用できる適切な住居を探すのを助け、また、基本的な家財道具の提供も行う。

④ 捷問・精神的衝撃に関する短期カウンセリングサービス

このサービスは、捷問や精神的衝撃を受けた者に必要なことを調査し、個別のプラン及びカウンセリングなどを提供する。

(4) 特別人道支援プログラム（SHP）による入国者及びそのプロポーザーに対する支援

SHPのビザ取得にはプロポーザーの存在が必要であり、プロポーザーは、SHPによる入国者に対する義務を理解し、彼らのニーズに対応するにあって支援を受けることができる。

SHPによる入国者は、そのプロポーザーから支援を受けることができる。通常、IHSSのすべてのサービスを必要とはしないが、プロポーザーの支援能力が限られているときは、IHSSのフルサポートを受けることができる。

(5) その他の定住サービス（定住給付金プログラム（SGP））

SGPのもとでは、英語能力が低い新たに来た難民や英語能力が低く田舎に住む特殊技能を有する難民の従者への定住に関するサービスは、政府からの資

金提供を受けて行われる。

S G P の目的は、上記難民らの到着後出来るだけ早く彼らが自活でき、オーストラリア社会に平等に参加できるようにすることである。

S G P のサービスは多種多様であるが、次のようなサービスに資金提供している。

- ・オリエンテーション（自活を促進するための実践的な支援）
- ・コミュニティーの開発
- ・定住（統合）

(6) 通訳・翻訳サービス (T I S)

T I S は、全国で毎日 24 時間利用可能であり、事情に応じて有料又は無料で提供される。T I S は、電話、通訳同行、緊急回線により提供される。

オーストラリア移民・市民権省は、定住に必要な個人に関する書面を英語に翻訳するサービスを無料で難民に提供している。

難民は、定住後最初の 2 年間、A M E P 提供業者を通じて翻訳サービスを申し込むことができる。

(7) 教育

難民は、オーストラリア人と同様の教育に関するサービスを受けることができ、15 歳までは義務教育であり、無料で小・中学校で学ぶことができる。

(8) 職業訓練・就職

永住資格のある難民は、就職ネットワークを通じての就職支援を利用するについて、オーストラリア人と同様の資格を有する。

その他の実用的な定住支援は移民救助センターなどの非政府組織を通じて利用可能である。移民救助センターや関連団体は、S G P から資金援助を受け H I S S が提供する初期支援を補完する。

<スウェーデン>

1 概要及び主な関連機関

スウェーデン定住（統合）委員会は、各地方自治体と個別に難民を受け入れることに関して合意に至った。合意した地方自治体は難民の受け入れについて国家からの補償を受ける。スウェーデンにおける難民受け入れ体制は、大半の地方自治体が自発的に参加することで成り立っている。難民受け入れに関する費用は政府により補償される。

2 渡航前オリエンテーション

スウェーデン定住（統合）委員会は、出発前の難民に対して、事前に文化オリエンテーションプログラムを提供する責任を負う。同プログラムは、スウェーデンのサービスや政治システムについての情報を提供する。その目的は、スウェーデンに来る難民たちがスウェーデンのシステムをより良く知るように、事前にスウェーデンの情報を与えることにある。

3 渡航及び到着後のステータス

移民委員会は、IOMと協力して難民の渡航を手配する。

難民は、スウェーデンに到着するときには既に永住許可を得ているが、渡航証の申請や正式に難民と認定されるための申請をすることができる。

難民は、5年間スウェーデンに住むと一定の条件の下でスウェーデン国籍を取得することができる。

4 到着後の定住先・プログラム・サービスなど

(1) 定住先

各地域に割り当てられた難民は、通常、当該地方自治体に直接定住する。特段の要望がない限り、スウェーデン移民局は、難民をその親類がいる地方自治体へと割り当てる。永住する住居を探す手助けが必要な場合は割り当てられた

地方自治体にある住居を受け入れなければならないが、そうでない限り、難民は、スウェーデンのどこにでも定住できる。

(2) 導入プログラム

受入れられた各難民に対して、約2年間の特別導入プログラムが当該受入れ地方自治体により提供され、難民は、収入支援、語学訓練、就職支援を受けることができる。

(3) 語学トレーニング

成人の難民とその他の移民の語学教育のための最も古いツールとして、移民のためのスウェーデン語（SFI）プログラムがある。すべての地方自治体は、SFIを遅滞なく成人難民及びその他の移民に提供する責任があり、難民が地方自治体に到着後3か月以内に実施しなければならない。

保護者がスウェーデン語を母国語としないすべての就学年齢にある子供は、公教育その他の学校で母国語での授業を受けることができる

(4) 財政支援

難民は、自活できない場合には、スウェーデン市民と同様の財政支援を受ける資格を有する。

(5) 住居など

在留許可を受けたほとんどの難民には、地方自治体のアパートなどが割り当てられる。当該アパートなどを割り当てられた18歳以上の難民は、国家学生援助委員会が運営する家具などに関する特別ローンを組むことができる。

(6) 医療

難民は、スウェーデン市民と同等に国民健康保険サービスを利用できる。

(7) 教育

スウェーデンでは、移民や難民であることに関わらず、スウェーデンに住むすべての子供は、同じように義務教育を受けることができ、スウェーデン人の子供と同じように奨学金などの教育支援を受けることもできる。

なお、最近、保護者のいない難民の子供が増えており、難民の子供の半分は、青少年の家やグループハウスなどで暮らしている。

(8) 雇用

正式な難民資格や在留許可を得た難民は、スウェーデン人と同様の雇用条件を得るが、実際には難民の就職は難しいので、難民が就職できるよう様々な努力がなされている。

<アメリカ>

1 概要及び主な関連機関

米国難民受入れプログラムは、国務省人口難民移民局（DOS／PRM）により運営されており、同局を通じて難民支援に関する資金提供がなされている。

同プログラムに関与する主要機関は、連邦レベルでは、DOS／PRM、難民選定センター（RPC）、国土安全保障省市民権移民局（DHS／USCIS）、アトランタ疫病管理センター（CDC）、保険社会福祉省難民定住事務所であり、地方レベルでは、「VOLAGs」と総称され難民到着後の定住支援サービスを提供するボランティア機関（DOS／PRMと契約を締結している）である。

2 渡航前オリエンテーション

全ての難民は、在外難民選定機関又はIOMが提供する文化オリエンテーションを受けなければならない。同オリエンテーションでは、アメリカ社会で自活できるようになることの重要性が強調されている。

渡航前の語学クラスは実施されていない。

3 渡航及び到着後のステータス

在外難民選定機関は、IOMに国内外の渡航・交通の手配を依頼する。渡航費は連邦政府からIOMに立て替え払いされるが、難民は後日連邦政府

にその費用を支払わなければならない。この支払いを確保するため、難民は、約束手形を振り出すことを求められる。

IOMは、医療介護などが必要な場合、エスコートサービスを提供する。

難民は、入国すると就労許可が与えられ、1年後には永住許可を得ることができ、5年後には市民権を得ることが可能となる。

難民が自発的に本国に帰還することは妨げられないが、米国政府は通常その費用を援助しないので、本国への帰還を希望する難民は、民間団体又はUNHCRに支援を求める事となる。

4 到着後の定住先・プログラム・サービスなど

(1) レセプション

難民は、米国到着後、最終目的地において支援機関に迎えられ、当初の居住地域までの移動に関する支援を受け、また、住居探しや家具、食糧、衣服、就職サービスを得るための支援を最低30日間受けることができる。

(2) 医療

難民は、到着後、就職や効率的な定住の妨げとなる健康問題を発見・治療するための包括的な健康診断を無料で受けることができる。

難民は、難民医療支援又は基本的な医療費をカバーする医療扶助の申請をすることができる。

(3) 教育

公共教育は、地方自治体ごとに運営されており、カリキュラムや施設は様々である。

概ね5から18歳までの公立学校での教育は無料である。

(4) 職業訓練

アメリカでは、職業の変更がよく行われており、難民は、専門技術や英語力の向上に合わせて、よく職業を変更している。

自動車整備、コンピュータプログラミング、医療・歯科補助などの特別のスキルが必要な職業のための職業訓練学校があるが、これらは、ある程度の英語

力を必要としたり、また、授業料の支払いが必要な場合がある。

(5) 就職

アメリカでの難民定住においては難民が自活できるようになることが重要であり、就職することが自活への第一歩である。

難民は、より高収入の職業を得て経済状況を向上させるために、語学力及び仕事のスキルを高めることが奨励されている。

(6) 難民定住事務局が提供する各種プログラム

難民定住事務所が提供する難民支援プログラムとして以下のものがある。

- Cash and Medical Assistance Program (CMA)
- Public/Private Partnership Program
- Unaccompanied Refugee Minors Program
- Refugee Social Services Program
- Targeted Assistance Program
- Cuban Haitian Program
- Refugee Preventive Health Program
- Refugee School Impact Program
- Services to Older Refugee Program
- Targeted Assistance Discretionary Program
- Matching Grant Program
- Wilson-Fish Program
- Services to Survivors of Torture Program
- Refugee Agriculture Partnership Program
- Preferred Communities Program
- Unanticipated Arrivals Program
- Ethnic Community Self-Help Program
- Technical Assistance Program
- Microenterprise Development Program
- Individual Development Accounts Program

- The Division of Unaccompanied Children's Services (DUCS)
- The Division of Budget, Policy, and Data Analysis (DBPDA)

<フィンランド>

1 概要及び主な関係機関

フィンランドでは、2008年から内務省が第三国定住の中心機関となった。内務省は、地域レベルでの移住・定住問題についての責任を負っているフィンランド移民局及び雇用・経済開発センター（TEセンター）を監督する。

フィンランド国内にある15の雇用・経済開発センター（TEセンター）の役割は、難民を地方自治体に定住させること、地方自治体の難民に対する定住支援及び就職サービスの監督及び難民受入れに関する地方自治体の支出の補てん（受入れから3年間）を行うことである。

難民は、定住先の地方自治体についての希望を出すことができる。

在留許可は、内務省に代わって移民局により与えられる。

難民到着後の初期支援のほとんどは、政府の支出のもとで地方自治体により行われる。

2 渡航前オリエンテーション

渡航前オリエンテーションとして、IOMは、フィンランド政府の財政支出のもとで、3日間のオリエンテーションを実施する。15歳以上の全ての難民は、同オリエンテーションに参加する。

同オリエンテーションでは、フィンランドの基本情報、地方自治体における受入れ手続き、難民の権利と義務、公共サービスの具体的な利用方法やショッ

ピングについて知ることができ、また、フィンランド語の基本フレーズを学ぶこともできる。

3 渡航及び到着後のステータス

IOMは、UNHCR及びフィンランド大使館と密に協力して、難民のフィンランドへの渡航に必要な全ての手配を行う。難民は、最終目的地において地方自治体の職員に迎えられる。

UNHCRにより難民と認められている者には難民としての地位が与えられ、それ以外の難民には、要保護性などを勘案して在留許可が与えられる。

難民の家族には当該難民と同じ地位が与えられるが、例えば国籍が異なる場合などはその限りではない。

4 到着後の定住先・プログラム・サービスなど

(1) 地方自治体による定住（統合）プログラム

定住（統合）プログラム作成にあたり、地方自治体は、既に移り住んでいる者、NGO、労働者、労働組合及び地方自治体に対してヒアリングを行う。

地方自治体は、定住（統合）プログラムを規定した合意書に基づいて、TEセンターを通じて政府から同プログラム実施に関する費用の支払いを受ける。

難民は、すぐにフィンランド社会保障機構から社会保障給付金を受けることができる。

受け入れ地方自治体は、難民に適切な住宅を探す責任がある（費用はTEセンターを通じて政府から支出される。）。地方自治体は、難民が住宅を整えたり家具を探すことなどの支援も行う。

難民は、無料で、通訳サービスや家族との再会のためのサービスを受けるこ

とができる。

(2) 難民による定住（統合）プラン

難民は、フィンランド到着後3か月以内に求職者又は要社会保障支援者として登録された後、定住（統合）プランを作成する。同プランは、地方自治体の職員、通訳、就職アドバイザーや社会福祉者と共に作成される。

同プランは、フィンランド語及びスウェーデン語のクラス、成人者向け教育、定住又は就職に必要な訓練、メンタルヘルスに関するサポート及びリハビリを含んでいる。

同プランの目的は、難民に利用可能な資源を認識させること、及び難民と地方自治体が一緒になって、当該難民がフィンランドでの生活にじみ、自活できるようになる最善最速の方法を決定することを可能にすることである。

同プランは3年間利用でき、その後2年までの延長が可能である。

(3) 定住（統合）のためのトレーニング

定住のためのトレーニングでは、フィンランド語及びスウェーデン語のみならず、社会や仕事に関する情報も提供される。

同トレーニングは通常1年間行われ、実践的なトレーニングが含まれている。

定住給付金を受給できる者は、職業訓練を受けている者と同様の給付金も受給することができる。

(4) 定住地・住居

難民は、到着後特別の受け入れ施設滞在することなく、直接割り当てられた地方自治体に定住する。

受け入れ地方自治体により、賃貸アパートが提供されるが、大家族などの場合には一戸建て住居の提供を含め様々な対応がなされる。

以下は、上記のプログラム、プラン及びトレーニングの内容と重複するものもあることに留意する必要がある。

(5) 語学

成人の難民は、職業学校、公共施設、高校・大学などの高等教育機関の語学センターにおいて、フィンランドの公用語であるフィンランド語及びスウェーデン後を継続的に学習することを奨励されている。

7～16歳の子供には、フィンランド語及びフィンランドの学校制度での学習スタイルに慣れるための準備クラスが設けられており、同クラス終了後、各人のレベルにあったクラスで学ぶこととなる。子供たちも地方自治体が設けている語学コースにおいて継続的に学習することを奨励されている。

(6) 教育・職業訓練

定住（統合）プランには、語学、一般常識、職業訓練などを含むトレーニングが含まれており、同プランの作成は、難民の既習の教育・職業トレーニングやフィンランドで就職するためにさらに必要なトレーニングなどを勘案して行われる。

長期的な職業訓練に対するニーズがあるので、定住（統合）プラン終了後、難民には各人の能力にあった職業訓練を受ける機会が与えられている。

(7) 医療・精神医療

難民は、フィンランド人と同様に地域の医療施設を利用することができる。

難民は、フィンランドに到着すると綿密な健康診断を受けることができ、これには精神状況に関する診断も含まれている。

難民は、受入れ地方自治体において、精神医療サービスを受けることができる。加えて、フィンランド精神医療協会が運営する2つの精神医療機関（S O

Sセンター、南西フィンランド精神医療協会)においてもサービスを受けることができる。

(8) その他

フィンランドには、マイノリティのためのオングズマン事務所があり、同事務所は、難民の地位や権利の進展について監視したり、難民に関する立法や法的保護などに関する情報を提供する。

また、フィンランドには、移民サービス局主導のもとに、移民サービス局の業務について監視・助言を行う移民サービス監視グループがあり、同グループは、移民業務についての政府と非政府組織のより緊密な関係を促進するために設立されたものである。

<ノルウェー>

1 概要及び主な関連機関

厚生労働省は、ノルウェーの移民・難民政策について全責任を負っている。他の省は、移民や難民の権利についてそれぞれの省が管轄する分野について監視することを義務付けられている。2006年1月から定住（統合）と多様性に関する理事会（IMDI）が難民の受け入れと定住について責任を持っている。

地方自治体は、難民や人道的理由で滞在を許された者に対して、他の住民に対するのと同様の責任を負っている。その責任とは医療、教育、住居、職業訓練、雇用などについてである。

難民の定住の実現方法には、IMDIの地方事務所が適切な移住先である地方自治体を見つけるか、受け入れセンターのスタッフと見込みのある地方自治体と難民がコンタクトをとるかの二通りがある。大半の難民はIMDIの支援を得て地方自治体に定住する。しかし、難民に仕事と在留許可があり自らの収

入で家族を養うことができる場合は、当局の関与なしに定住先を選ぶことも可能である。

ノルウェーでは、NGOは、難民の定住について特に責任を負っていないが、定住プロセスにおいて貢献している。NGOは、難民の受け入れや難民に関する一般的情報を提供する役割を果たしている。加えて、赤十字は、「ガイド」すなわち、難民を手助けする人を提供したり個人的な連絡を行うことができる。かつて政府は第三国定住分野にNGOを従事させようとしたが、今までのところ、主なNGOの関与は難民の到着及び庇護を受ける権利に関するものである。

2 渡航前オリエンテーション

移民理事会(UDI)は、IOMと協力して、4日間の文化オリエンテーションプログラムを実施している。同オリエンテーションは、ノルウェーやノルウェーの生活に関する情報を提供する。このプログラムは、到着初期段階の準備をさせること、難民が有する非現実的な期待に対処すること及びカルチャーショックを緩和することにより、難民のノルウェー社会へのスムーズな定住を促進することを目的とする。このプログラムは、また、地方自治体に対して、受入れ前に当該難民に関連する最新の情報を提供する。通訳が必要な場合、難民グループの大きさによっては、このプログラムは5・6日に延長される。IOMはまた、10時間程度の文化オリエンテーションプログラムを8歳から14歳の子供を対象に用意している。

3 渡航及び到着後のステータス

IOMは、難民及びその家族の渡航の手配を行い、渡航費用はノルウェー政府が負担する。

ノルウェー外務局は、渡航前に緊急渡航証とビザを難民に発行する。

ノルウェーに到着すると、難民は、定住先の地方政府代表により受け入れられ、受入れセンターに滞在することなく地方自治体が手配した住居に直接滞在する。その目的はすべての第三国定住難民に在留許可後、少なくとも6か月以

内に地方自治体に定住できるようにするためである。

申請者に難民としての地位が与えられた場合、通常、その家族にも同じ地位が与えられる。

2年間の滞在後、難民は永住許可の申請をすることができる。

ノルウェー国籍を取得するには、在留許可又は就労許可のある状態で7年間ノルウェーに滞在する必要がある。

ノルウェー政府は、難民の地位を与えられた者又は人道的理由により在留許可を与えられた者に対して、自発的に本国へ帰還するための経済的支援プログラムを実施している。

4 到着後の定住先・プログラム・サービスなど

(1) 導入プログラム

在留許可を得た者はすべて、導入プログラムを修了する権利と義務がある。難民が定住するすべての地方政自治体は、難民に導入プログラムを実施するよう義務付けられる。このプログラムはノルウェー語と社会科の授業を含む。難民のこのプログラムへの参加は義務である。IMDIはガイドラインを策定し、地方自治体及び同プログラムに関する地方自治体の仕事をフォローアップする責任を負う。

このプログラムはフルタイムで行われ、ノルウェー語、社会科及びさらなる学習やワーキングライフに備えるための指導を含まなければならない。地方自治体は、個人別プログラムと導入プログラム割り当て金で構成される導入プログラムの実施に責任を負う。定住（統合）と多様性に関する理事会は、各自治体のプログラムを監督する。子どもたちは、ノルウェー語習得のため、幼稚園や学校で母国語による訓練を受けることも可能である。

ノルウェーでは、義務教育制度により6～16歳の子供は、学校に通わなければならぬ。ほとんどの学校及び大学は無料である。

(2) 定住先

ノルウェーは、難民が定住先のコミュニティーと相性良くマッチするよう努

力している。大半の難民は同じ国籍や民族の人々がいる地方に定住する。一般的に、難民は、定住先の決定について積極的には関与しない。しかし、政府機関によるインタビューを受けた難民は、定住先についての希望を述べる機会を与えられる。地方における民族的・国籍別グループの持続可能性を高め、難民の大都市集中を防止するため、各地方に一定のサイズの民族的・国籍別グループを作り上げることが試みられている。

<デンマーク>

1 概要及び主な関係機関

デンマークでは、デンマーク統合法（Danish Integration Act）により、難民・移民統合省が難民（外国人の）受入と定住（統合）についての主たる責任を負っている。

地方自治体は、政府に代わって（財源は政府）3年間の定住（統合）プログラムを提供している。地方自治体は、とりわけ新しい難民（移民）の就職を目的とした政策と語学訓練、職業訓練及び仕事に関するカウンセリングといったサービスについて責任を負っている。統合的な政策の骨格は法律によって規定されているが、地方自治体は法の執行、政策の具体的な履行に関して自由裁量がある。例えば、上記3年間の導入プログラムの計画と履行に当たっては他の機関と契約して行わせることもできる。

デンマーク難民協議会（The Danish Refugee Council）、デンマーク赤十字や他の団体及び協会は、全国各地において、難民（外国人）が地域社会に溶け込むのを促進するためのプログラムや、難民を含む外国人とそれ以外の住民が意見を交換し、理解し合い、互いに寛容になれるようなプログラムを提供している。

2 渡航前オリエンテーション

渡航前オリエンテーションとして、初步的なデンマーク語及びデンマーク文化に関するオリエンテーションが行われる。

3 渡航及び到着後のステータス

政府は、医療介護費を含むデンマークまでの渡航に関する費用をすべて負担するが、渡航前の費用は通常本人負担である。

移民サービス局は、IOMと密に連携して渡航の手配をする。

移民サービス局と難民を受入れる地方自治体の職員は、空港で難民を出迎える。

第三国定住制度の下で受け入れられる難民は、①デンマーク外国人法第8条1項が規定する条約難民としての地位、②同条2項が規定する要保護者としての地位又は③同条3項が規定するその他の地位が与えられる。①には渡航証、②③には外国人パスポートが発行される。

第三国定住制度の下で受け入れられる難民には就労が認められており、デンマークに到着後すぐに就職先を探すことができる。

デンマークに帰化を希望する難民は、一定の条件を満たす必要がある（住居、年齢、現国籍の放棄、素行、借金、デンマーク語学力、デンマークの社会・文化・歴史に関する知識）。

4 到着後の定住先・プログラム・サービスなど

(1) 導入プログラム

難民は、デンマークに到着後、3年間の定住のための導入プログラムを受けなければならない。

この導入プログラムは最低週20時間あり、語学授業に加えデンマーク社会を理解するためのコースも含まれている。職がなく自活できない難民のためには、導入プログラムに職業訓練も含まれている。

導入プログラムに関して、地方自治体は、難民とともに個人別のプランを作成するが、これは各難民のスキルや資格を基に就職や教育のために作成される。

導入プログラムの主な目的は、難民がデンマークにおける基本的な価値観や社会常識を理解し、相当期間内に就職して自活できるようにすることである。

導入プログラムの期間中、就職して自分とその家族を養うことができるようになるまで、難民は、一定の条件のもとで導入給付金を受ける権利を有する。理由なく導入プログラムに参加しない難民は、その給付金を減額されることがある。移民サービス局は、デンマークに移り住んでから2年後と4年後に申請を受けた場合、難民の在留期間を延長することができる。さらにその後3年が経過したときには、移民サービス局は、申請に基づき、難民の在留許可を延長し、永住権を与えることもできる。こうした在留許可の延長においては、移民サービス局は、申請者が導入プログラムに係る義務を果たしていたかをとりわけ考慮する。また、各延長申請において、移民サービス局は、中止条項が適用されないかについても評価している。もし申請者が導入プログラムにおける義務を果たしていない場合には、移民サービス局は、永住在留許可の代わりに期限付きの在留許可を与えるにとどめることを選択することができる。

(2) 定住先の割当・住居

移民サービス局は、在留許可の際、難民が住むべき地域を決める。割当先是、合意によるまたは既定の地方自治体の割当、当該難民の個人的な状況、地方自治体の状況などを勘案して決定される。受け入れ地方自治体は、難民に住居を提供する。到着後3か月以内に移民が永続的に住める住居を見つけら

れるようあらゆる努力がなされている。他の地方自治体に移転することは移転先の地方自治体が導入プログラムに関する責任を引受けときに限って認められる。許可なく移転した場合には、給付金が減額・終了となったり、また、在留許可が永住許可にならないこともある。

(3) 医療

デンマークでは公的医療制度は税金を財源としており、被保険者は、公的医療制度に対して保険金を支払わず、患者は無料でその利益を受けるかまたは治療に関する患者負担分のみ支払うこととなっている。

デンマーク在住のすべての者は、公的医療制度の恩恵を受ける権利を有する。しかしながらデンマークに住居を定めてから6週間は資格申請期間となっており、この資格申請期間中は、公的医療制度は治療にかかる費用を全くカバーしていない。もっとも、事故、突然の病気、出産や慢性病の突然の悪化といった場合には、無料で治療や介護を受けることができる。

申請期間経過し医療保険カードの発行を受けた後は、同カードを示せば患者負担部分のみの負担で治療を受けることができる。

(4) 教育

全ての難民の子供は、デンマークの通常の学校制度を無料で利用することができる。学校が始まるまでに十分にデンマーク語が話せない子供は、通常学級が開始する前に特別の受け入れ学級に入ることができる。必要があれば、語学の特別授業を継続することもできる。地域によってはバイリンガルの教師を雇って、週に数時間難民（外国人）の子供たちにその母国語でいくつかの科目について授業を行うところもある。

成人教育制度についても難民は、何ら制限なく利用できる。難民の教育をうける機会と就職の可能性を促進すべく、特別のコースが用意されている。

その中には現実に職を見つけるための短期間のものであるが、その他に難民がさらなる教育の機会を得ることを可能することを目的としたものもある。もっとも高等教育の中には、受講するためにデンマーク語について十分な能力が必要とされるものもある。教育機関から入学が許可された難民は、デンマーク人と同様の補助金を受けることができる。さらに、社会支援法に基づく特別援助に申請することもできる。この法律は、健康的、社会的な理由から自活することが難しい人々に対する教育や職業訓練を受けている期間の経済的な支援条項を規定している。同条項は言語的または文化的な理由から教育上または雇用上の問題を抱えている難民に対しても適用され得る。海外で教育を終えた難民の場合には、その教育成果をデンマークで使用するには、当該資格がデンマークにおいて認められるものなのか、または追加的な訓練が必要なのかという点を明らかにすることが実際的に重要である。それゆえ、難民は、デンマークに自らの資格を証明する書類を持ってくることが有用である。デンマークに到着した際に、デンマーク外国資格評価センター (the Danish Centre for Assessment of Foreign Qualifications (CVUU)) が、難民が海外で取得した学位・資格をデンマークの教育ならびに雇用市場における基準と比較対照して評価することになる。

<ニュージーランド>

1 概要及び主な関連機関

難民の受入と定住（統合）は政府とNGOのパートナーシップにより実施され、政府はコミュニティーベースの組織が行う難民の定住に関する成果に対して財政的支援を行う。政府とNGOは、難民の定住支援などボランティア分野で緊密な関係にある。

難民の定住について責任を有する各政府機関は、定期的に会合を開き情報を共有し、難民の定住政策及び定住サービス提供に関する調整及び対応を行っている。

難民の定住に関する重要分野について、難民の定住に関する三者間協議会として知られている全国難民定住フォーラム（NRRF）が年2回開催される。NRRFにおいて、国連難民高等弁務官事務所、政府機関、非政府機関及び難民の代表は、ニュージーランドにおける難民の定住問題及び将来の難民定住計画について議論することができる。

難民の意見が強くなりつつある中、難民が住む地域社会主導の定住プロセスは、難民の定住政策及び定住サービス提供の改善に貢献している。

ボランティアは、難民の定住に大きな役割を果たしている。難民の定住をサポートするリーディングNGOである「レフュジー・リセトルメント」（RMS）は、難民の定住地の決定に関与し、また、難民をサポートするための訓練を受けた地域のボランティアを提供する。ボランティアの役割は、難民に実践的なアドバイスやサポートを行うことである。ボランティアは、難民及びその家族に、公共交通機関、ショッピングセンター、医者、歯医者及び学校など地域におけるサービスを案内する。ボランティアは、自ら行えないサポートが必要な場合、RMSのソーシャルワーカーに引き継ぐこととなっている。また、全国家庭教師スキーム協議会は、ボランティアを通じてそのサービスを提供している。この家庭教師スキームは、単なる英語に関するサポートにとどまらず、難民が普段の生活で直面する現実の問題解決を通じて難民に英語を学ばせおり、また、様々な分野から多くのフルタイム雇用の家庭教師を採用している。

2 渡航前オリエンテーション

不明

3 渡航及び到着後のステータス

政府は、難民定住プログラムにより受入れる難民の渡航費用を負担し、これには到着後の初期オリエンテーション後の定住先までの旅費も含まれる。

難民定住局は、渡航の手配をし、予定通り出発できるようにUNHCRと連絡をとる。難民定住局は、同一国から多数の難民を同時に受け入れる場合や医療介護が必要な場合は、難民の渡航に付添人をつけることがある。さらに、難民定住局は、渡航証と永住ビザを発行する。

難民定住プログラムにより受入れられた難民は、ニュージーランドに到着時に永住許可が与えられ、教育、医療、就職及び社会福祉の面でニュージーランド人と同様の権利が与えられる。

4 到着後の定住先・プログラム・サービスなど

(1) オリエンテーション

新たに来た難民は、オークランドの難民定住センターで6週間のオリエンテーションプログラムを受ける。オリエンテーションは難民自身の言語で行われ、ニュージーランド社会での定住に必要不可欠な関連機関やサービスを含むニュージーランドでの生活の一般的情報を提供する。ニュージーランドでの新しい生活で必要となる基礎的な生活術を身につけることも目的としている。

オークランド工科大学は、英語と社会・文化の要素を調和させたオリエンテーションプログラムを提供する。

オリエンテーションは、成人向け教育、幼小児向け学習及びケア、特別教育サポート及び初等・中等学校での授業が行われ、これらにより、ニュージーランドの教育システムのもとでの教育を受ける準備がなされる。

医療・社会に関するサービスは、オリエンテーションの重要な要素である。包括的な健康診断及び歯科検診や精神的衝撃に対するカウンセリングも行われている。

RMSは、主に労働省が出資するNGOであり、バイリンガルや多文化を理解するスタッフを抱えて公的サービスを提供する。またRMSは、難民支援のボランティア活動をするスタッフの訓練をとりまとめる。

難民定住センターでは、特別な支援が必要な難民を早期に発見するためのプロトコルも開発されている。このプログラムは、危機状態にある難民を発見し支援するために主要機関をリンクさせており、各難民の到着後の特別なニーズに対応することを目的としている。

(2) 医療

厚生省は、難民受入れセンターで医療クリニックを行っており、全ての難民を検診し、適宜治療を行ったり、医療専門家を紹介したりする。また、同クリニック以外でも専門の医療サービスを受けることができ、さらに、難民には他の低所得のニュージーランド人と同様に、無料で外来治療を受けたり一般開業医での診察や処方箋に関する最大の補助金が受けられる「コミュニティー・サービス・カードが提供される。

オークランド、ウェリントン及びクリストチャーチにおいては、拷問や精神的衝撃の被害者のために公的援助のもと、NGOがメンタルヘルス・カウンセリングを提供している。

(3) 教育・英語

文部省は、難民定住センターにおける難民のための言語・文化オリエンテーションプログラムに資金提供している。文部省は、難民が地域での教育機会が得られるよう、また、中等学校の生徒の教育を支援するために、地域での連絡やコーディネートサービスにも資金提供している。

13～17歳の難民は中等学校に通い、18歳以上でも教育を修了していない者は中等学校で学ぶことができる。

難民定住センターで子供の難民が受ける初等クラスは、彼らのニュージ

ーランドのカリキュラムへの準備をさせ、基本的な英語を習得させることを目的としている。

就学前の子供は、幼小學習センターで学ぶことができる。

政府は、各学校が英語を母国語としない生徒のニーズをできる限り満たすことができるよう、補助金を支給している。「イングリッシュ・フォー・スピーカーズ・オブ・アザー・ランゲージ」（E S O L）に対する資金提供も各学校になされている。

(4) 就職・住居・社会福祉

難民定住センター滞在中の6週間、難民は、社会開発省からの支給金を毎週受ける。同センターを出た後は、難民は、職を持たないニュージーランド人と同率の給付金を受けることができ、さらに、障害者給付金や住宅補助などの追加援助も受けることができる。また、家具などの家財道具を揃えるための特別定住給付金も支給される。

RMSは、難民に家具などを提供する支援を行ったり、難民の住居探しにアドバイスを行ったりする。また、RMSは、難民が政府の援助が受けられる住居を得ることができるように、「ハウジング・ニュージーランド・コーポレーション」と連絡をとることもある。

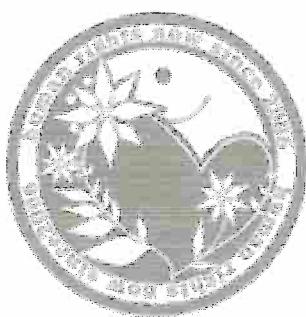
難民には、政府が資金提供する職場や職業訓練に関して、優先的な配慮がなされる。

政府の機関である「チャイルド・ユース・アンド・ファミリー」は子供の難民や特別な扱いが必要な若者に、カウンセリングや通訳サービスその他の活動を行っている地域の団体に資金を提供している。

(5) その他

政府の主要機関が英語以外の言語使用者とのコミュニケーションする際に利用できる電話での37か国語の通訳サービスが提供されている。

ニュージーランド憲法は、人々の文化的、民族的、宗教的多様性と人々の社会への平等な参加に重きを置いており、定住難民の権利はニュージーランド法において保護されている。



www.ngo-hrn.org

Human Rights Now

ヒューマンライツ・ナウ

〒110-0015

東京都台東区東上野 1-6-20 丸幸ビル 3 階

TEL:03-3835-2110 FAX:03-3834-2406

info@ngo-hrn.org